

● 「災害時における災害応急復旧業務に関する協定」 公募に関する質問回答

	質問	回答	対象職種
①	<p>6. 審査基準及び評価項目 建設機械保有台数、備蓄材料について、</p> <p>協力会社と協定や契約書は取り交わしておりませんが、R3～R5年度間の協定以前より毎年、建設機械・備蓄材料等の確認を行い、災害時に資機材をご提供できるよう確認しております。この場合はP4にある欠格となりうるのでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>建設機械・備蓄材等が協力会社から優先的に借用できることが確認できる書類（協定・契約書等）の写しの添付をお願いいたします。建設機械保有台数の項目について、証明・確認する書類の添付がない場合は欠格となります。</p>	一般土木
②	<p>6. 審査基準及び評価項目 工事实績について、</p> <p>工事实績の評価対象となるのは、工事の契約者が災害協定書にある「乙」になるものだけでしょうか。例えば、災害協定を横浜支店長名義で結ぶ際に、実績の契約者も横浜支店長名でしか認められない等。ご教示ください。</p>	<p>工事实績の評価については、競争参加資格の認定を受けている会社の実績が評価対象としておりますので、工事实績の契約者が支店長名である必要がありません。</p>	一般土木
③	<p>公示 3. (1) 6) の業務実績について、区分 (1) では地形測量・路線測量に関する業務とされていますが、こちらの意味合いは「地形測量もしくは路線測量に関する業務」でしょうか、</p> <p>「地形測量かつ路線測量に関する業務」でしょうか？</p> <p>ご教示お願い致します。</p>	<p>公示 3. (1) 6) の業務実績について、区分 (1) については「地形測量もしくは路線測量に関する業務」の業務実績になります。</p>	業務 区分 (1)